

下水道料金の減免措置基準等について

公衆浴場営業、医療施設、社会福祉施設、生活保護世帯（教育、住宅、医療、介護扶助）、皮革関連企業、めっき業、染色整理業、高齢者世帯（高齢福祉年金受給世帯）及び生活関連業種に対する減免措置基準

減免措置の内訳

| 対 象 | 適 用 基 準 | 措 置 内 容 |
|---------|---|--|
| 公衆浴場営業 | 東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第14条第1項に規定する料率表の汚水の種別欄に掲げる浴場汚水の適用を受けるもの | 1月当たり8 m ³ 以下の汚水排出量に係る料金について、16円に百分の百十を乗じて得た額及び1月当たり8 m ³ を超える汚水排出量に係る料金について、当該汚水排出量1 m ³ につき2円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を減額する。 |
| 医 療 施 設 | 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（国又は地方公共団体が経営するものを除く。） | 1月当たり5,000 m ³ 以下の汚水排出量に係る料金の10%を減額する。 |
| 社会福祉施設 | <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業（助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。）を行う施設（当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。）であつて、次の（ア）又は（イ）のいずれにも該当しないもの</p> <p>（ア） 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの</p> <p>（イ） 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの</p> <p>イ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設</p> | 料金の20%を減額する。 |

| | | |
|--------|---|---|
| 生活保護世帯 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第2号から第5号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯 | 1月当たり8 m ³ 以下の污水排出量に係る料金の全額を免除する。 |
| 皮革関連企業 | 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場及び染革業 | 1月当たり200 m ³ を超え10,000 m ³ 以下の污水排出量に係る料金の50%及び1月当たり10,000 m ³ を超える污水排出量に係る料金の30%を減額する。 |
| めっき業 | めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設 | 1月当たり100 m ³ を超える污水排出量に係る料金の20%を減額する。 |
| 染色整理業 | 染料、顔料その他の着色料を使用して繊維又は繊維製品に染色する業を専業とする者の当該事業に係る施設 | 1月当たり50 m ³ を超え3,000 m ³ 以下の污水排出量に係る料金の10%を減額する。 |
| 高齢者世帯 | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金を受給している世帯 | 1月当たり8 m ³ 以下の污水排出量に係る料金の全額を免除する。 |
| 生活関連業種 | 23業種（詳細は、別紙「生活関連業種の減免対象範囲」とおり） | 1月当たり50 m ³ を超え200 m ³ 以下の污水排出量に係る料金について、当該污水排出量1 m ³ につき5円を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額を減額する。 |

※令和元年12月分の料金から適用する。

生活関連業種の減免対象範囲

別紙

| 業 種 | 対 象 範 囲 | 要 件 |
|-----------|---|--|
| 1 パン製造小売業 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定による東京都知事（以下「知事」という。）の許可を受けて営業する者（以下「食品衛生法の許可を受けて営業する者」という。）であること。 |
| 2 クリーニング業 | クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理をしない単なる受取り及び引渡しのための施設を除く。以下同じ。）を設置して、クリーニング業（繊維製品を使用させるため貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うものを除く。）を営む者が、当該クリーニング所において、直接、その営業のために使用した水量 | クリーニング業法第五条の二の規定による知事の確認を受けて営業する者であること。 |
| 3 魚介類小売業 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮魚介類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 4 豆腐製造小売業 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として豆腐の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 5 日本そば店 | 店舗を設け、一般消費者を対象にそば、うどん等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 6 中華そば店 | 店舗を設け、一般消費者を対象に中華そば等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |

| | | | |
|----|-----------|--|---|
| 7 | めん類製造業 | 主としてめん類（ゆでめん、生めん、中華めん等をいい、乾めんを含む。）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 8 | 野菜小売業 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮野菜類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | |
| 9 | かまぼこ水産加工業 | 主としてかまぼこ等魚肉ねり製品の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 10 | こんにやく製造業 | 主としてこんにやくの製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）第七条の規定による知事の許可を受けて営業する者（以下「食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者」という。）であること。 |
| 11 | 民生食堂・大衆食堂 | <p>民生食堂 東京都民生食堂指定要綱（昭和48年3月26日47民福地第570号民生局長決定）第5条第1項の規定により、知事の指定を受け、食堂を営む者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p> <p>大衆食堂 店舗を設け、一般消費者を対象に米飯と多品種の副食物等を一般市価よりも低廉な価格で食させることを業とする者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p> | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |

| | | |
|----------------|--|---|
| 12 食肉小売業 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として食肉（牛、豚、鶏等の食肉をいい、臓器を含む。）の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 13 大衆すし店 | 店舗を設け、一般消費者を対象に主として調理したすしを食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 1人前（並握りずし）1,100円以下で食させる者で、食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 14 あん類製造業 | 主としてあん類の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 15 ソース製造業 | 主としてソース類（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレ、ケチャップ又はマヨネーズ）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 16 つけ物製造業 | 主としてつけ物（野菜、果実、きのこ等を塩、みそ等に漬けたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品製造業等取締条例の許可を受けて営業する者又は食品衛生法施行細則（昭和二十三年東京都規則第三百十号）第十六条の規定により報告書を所轄保健所長に提出して営業する者であること。 |
| 17 そうざい製造業 | 主としてそうざい〔煮物（つくだ煮を除く。）、焼物、揚物等の副食物〕の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 18 つくだ煮製造業 | 主としてつくだ煮（あさり、昆布、小魚等を煮詰めたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |
| 19 ハム・ソーセージ製造業 | 主として食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）の製造（小分け包装のみの場合を除く。）を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者であること。 |

| | | |
|------------|---|--|
| 20 水産物仲卸業 | 中央卸売市場に店舗を設け、主として一般小売店を対象に水産物を販売する仲卸業を営む者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量 | 食品衛生法の許可を受けて営業する者で、東京都中央卸売市場条例(昭和四十六年東京都条例第百四十四号)第四十三条の規定による知事の許可を受けて営業するものであること。 |
| 21 簡易宿所営業等 | 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び同条第3項に規定する簡易宿所営業等〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に係るものを除く。〕を営む者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量 | 旅館業法第三条第一項の規定による知事の許可を受けて営業する者で、それぞれ次の要件を満たすものであること。 (一)旅館業法第二条第二項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり五千円以下で宿泊させる施設を備えていること。 (二)旅館業法第二条第三項に規定するもの 宿泊定員の半数以上を一人一泊当たり二千円以下で宿泊させる施設を備えていること。 |
| 22 理容業 | 理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所を設置して、一般消費者を対象に理容業を営む者が、当該理容所において、直接、その営業のために使用した水量 | 理容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。 |
| 23 美容業 | 美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所を設置して、一般消費者を対象に美容業を営む者が、当該美容所において、直接、その営業のために使用した水量 | 美容師法第十一条第一項の規定により知事に届け出て営業する者であること。 |

備考

- 一 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量に係る料金は、東京都下水道条例施行規程(昭和三十一年東京都下水道局管理規程第二十八号)第二十六条の三に規定する徴収単位ごとに算出するものであること。
- 二 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又はフランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又はフランチャイズ店名が使用されている場合(一部使用を含む。)、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。
- 三 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料金の請求先が本社等に集約され、その支払い(口座振替、事前登録によるクレジットカード払い含む。)が行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。